

令和7年4月開所分

小規模保育事業1次募集



概要

募集期間(予定):令和6年2月22日(木)~4月5日(金)

昨年度の募集からの主な変更点

- 補助金を拡充します(資料1)
- 令和6年4月から建設業の時間外労働の上限規制が適用されるため、週休2日を採用した工事期間の設定について、諸条件に加えます(資料2)

※上記以外の変更点については、令和6年2月22日(木)公表予定の募集要項をご確認ください。

その他

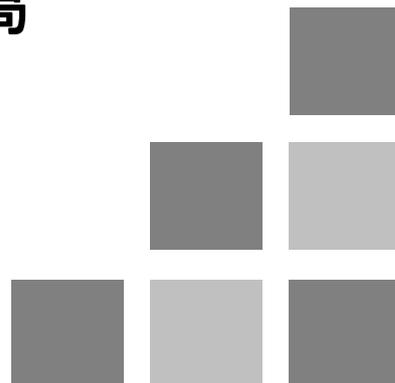
- 連携施設受託促進加算について(資料3)

令和7年度以降の内容については未定となります。

横浜市こども青少年局

【問合せ先】

- 整備が必要な地域に関すること。
横浜市こども青少年局保育対策課
TEL:045-671-4469
- 申請要件や施設の基準等に関すること。
横浜市こども青少年局こども施設整備課
TEL:045-671-4146



小規模保育事業の整備 の補助金を**拡充**します

昨年度から補助内容の一部を変更します

小規模保育事業の整備費補助 増額

- ◎小規模保育事業の整備費の**対処経費の上限額**を2,200万円から**3,549万円**に増額します。

開所後賃料補助 **NEW!**

- ◎小規模保育事業整備費補助金を受けて、整備が必要な地域で令和7年4月に開所した小規模保育事業に対して、開所後賃借料（※1）を補助します。

- ※1 補助基準額（**対象経費となる家賃（上限80万円）**）から公定価格の賃借料加算額を差し引いた分を補助します。
（補助期間：開所後10年）

◎補助金交付例

【家賃850,000円 利用定員・入所人数19人の場合】

公定価格（賃借料加算額※2）：28,600円×19人＝543,400円

補助額：800,000円（補助基準額）－543,400円＝256,600円

※2 令和5年度公定価格単価表をもとに算出

補助制度の詳細は、2月22日(木)に公表予定
の募集要項をご確認ください。



横浜市補助金を活用し、建設工事を実施する事業者のみなさまへ (適正な工期の設定、週休2日の確保、施工時期の平準化に関するお願い)

令和6年4月1日から建設業において時間外労働の上限規制が適用されます。

時間外労働の上限が罰則付きで法律で規定されます。

横浜市では、建設業における担い手の確保・育成と労働環境の改善を図る取組として、公共工事における週休2日に関する取組や施工時期の平準化などを進めています。

事業者のみなさまにおかれましても、以下の3点について配慮いただき、ご協力できる範囲で工事の発注・施工の手続きを進めていただきますよう、お願いします。

1 適正な工期の設定

工事現場における適正な工期設定は重要です。週休2日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適正な工期設定を行っていただきますよう、お願いします。

<工期の設定イメージ>

| | | |
|------|-------------------------------------|--------|
| 準備期間 | 現場施工期間(天候等の影響とともに、 <u>週休2日を配慮</u>) | 後片付け期間 |
|------|-------------------------------------|--------|

2 週休2日の確保

本市では、一部の工事を除く原則全ての工事を週休2日制の工事として発注しています。

市補助金を活用する事業者のみなさまも、施工現場における週休2日の確保に努めていただきますよう、お願いします。

3 施工時期の平準化

本市では、竣工時期が年度末に集中しないよう、工事の前倒しや平準化を目的とした年度をまたぐ工事などを実施することで、年度当初の閑散期における工事件数を増加させ、更なる平準化を進めています。事業者のみなさまも本市が進める施工時期の平準化にご協力いただきますよう、お願いします。

<施工時期の平準化イメージ>

年度末に集中している工事件数を減らし、件数が比較的少ない年度当初の工事を今後増やしていきます。

